

設計		校合		リーダー		所長		副課長		課長	
----	--	----	--	------	--	----	--	-----	--	----	--

令和7年度業務委託

設計書
仕様書

- 1 委託名 資源化センター弱電設備保守点検業務委託
- 2 委託場所 川越市大字鯨井782番地3
- 3 実施額 月額 円 (但し、委託価格 月額 円)
- 4 変更実施額 月額 円 (但し、委託価格 月額 円)
- 差引増減額
- 5 委託大要、起工・変更理由

委託変更 の大要	
委託の大要	資源化センター(熱回収施設、リサイクル施設、環境プラザ、ストックヤード)に設置されている弱電設備の保守点検業務 契約期間:令和7年10月1日から令和8年9月30日まで(1年・12箇月) (地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
変更理由	
起工理由	保全業務を実施することにより、設備の故障等の不具合を未然に防止するため。

委 託 費 内 訳 書

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
定期点検費		1	式			内訳書A
臨時点検・緊急対応費		1	式			内訳書B
報告書作成費		1	式			内訳書C
直接人件費						
直接物品費		1	式			
直接業務費						
業務管理費		1	式			
業務原価						
一般管理費		1	式			
委託価格						12箇月
消費税等相当額		1	式			
実施額						12箇月
(月額)						
委託価格		1	月			
消費税等相当額		1	式			
実施額		1	月			

内訳書A

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
定期点検						
○熱回収施設						
放送設備	業務放送	1	回			
誘導支援設備		1	回			
テレビ共同受信設備		1	回			
電波時計設備		1	回			
○リサイクル施設						
放送設備	業務放送	1	回			
誘導支援設備		1	回			
テレビ共同受信設備		1	回			
電波時計設備		1	回			
○環境プラザ						
放送設備	業務放送	1	回			
誘導支援設備		1	回			
テレビ共同受信設備		1	回			
AV設備(研修室)		1	回			
合 計						

内訳書B

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
臨時点検・緊急対応費						
臨時点検・緊急対応		1	式			
・対象施設						
熱回収施設						
リサイクル施設						
環境プラザ						
ストックヤード棟						
・対象設備						
放送設備						
誘導支援設備						
テレビ共同受信設備						
電波時計設備						
合 計						

内訳書C

名 称	仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
報告書作成費						
報告書作成	不具合、故障発生時における製造 メーカーからの見解聴取を含む	1	式			
合 計						

資源化センター
弱電設備保守点検業務委託

仕様書

I 長期継続契約

1 委託件名

資源化センター弱電設備保守点検業務委託

2 委託場所

川越市大字鯨井782番地3

3 契約期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで（1年・12箇月）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

4 支払い方法

2回払い

支払月 令和8年 4月（令和7年10月～令和8年3月分）

令和8年10月（令和8年4月～令和8年9月分）

5 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載して下さい。

6 その他特記事項

この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載します。

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

II 一般仕様書

1 目的

本仕様書は、川越市資源化センター（熱回収施設、リサイクル施設、環境プラザ、ストックヤード）に設置されている弱電設備（拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、電波時計、A V設備、その他付帯設備及び配線等）について、専門的立場から保守、点検、測定及び清掃等を実施することにより、設備の劣化及び不具合の状況を把握し、また保守の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持するとともに事故・故障等の未然防止に資することを目的とし、川越市（以下「発注者」という。）が業務受託者（以下「受注者」という。）へ委託する業務の必要事項を定めるものである。

2 委託の名称及び期間

(1)委託名

資源化センター弱電設備保守点検業務委託

(2)期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで（1年・12箇月）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

3 委託内容

(1)委託対象施設

①名称：川越市資源化センター

②場所：川越市大字鯨井782番地3

③保守点検対象施設：熱回収施設、リサイクル施設、環境プラザ（つばさ館）、ストックヤード（当該施設を点検するに当たり、関連設備が他棟に設置されている場合もある。）

(2)対象設備

本仕様書「保守管理対象機器一覧表」による。

※資源化センター内4棟で連携したシステムを構築している。

※環境プラザ（つばさ館）のA V設備については、複数の機器を専用サーバーで制御する映像音声照明総合システムである。

(3)業務の内容

①定期点検

対象設備について、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修最新版）、関係諸法令及び各種の技術基準等及び本仕様書によ

る点検業務を実施するものとする。

②緊急対応

対象設備に故障等が発生した場合、受注者は直ちに技術員を派遣するものとする。機器の調整、軽微な修理によって正常な状態に復旧が可能な場合は、復旧作業を行うものとする。発注者の監督職員との協議により本業務において復旧が困難と判断された場合、受注者は設備の修繕に関して、専門的な立場から助言を行い、復旧に必要な修繕の見積書を提出すること。

③管理図書類の有無確認、現地と竣工図書（工事図）との確認、変更を行った場合の図書作成等

④その他、発注者の指示する事項

(4)点検回数、点検箇所、数量等

①定期点検の実施予定時期は以下のとおりとする。

令和7年度定期点検：令和8年2月

実施時期の詳細は、発注者と受注者による協議より決定する。

②緊急対応は、以下の場合で、発注者と受注者による協議の上、直ちに実施するものとする。

- ・故障、不具合等が発生した場合
- ・台風、落雷、地震等により故障、損傷等の恐れがある場合
- ・その他

※受注者は、AV設備に関して製造メーカーとの間に年間保守契約を締結する必要はないが、緊急対応が必要となった場合は、発注者の要請に応じ、機器の復旧に協力すること。

(5)制約事項

リサイクル施設の拡声設備は、処理施設稼働中は点検を実施することはできない。（リサイクル施設の稼働は、原則として平日の午前9時から午後4時（ごみの特別収集を行う祝祭日は稼働）である。）

4 支払い方法

2回払い

支払月 令和8年 4月（令和7年10月～令和8年3月分）

令和8年10月（令和8年4月～令和8年9月分）

5 法律、規則等の遵守

受注者は、発注者の契約諸規定に従うとともに、関係諸法令及び各種の技

術基準等を遵守しなければならない。

6 実施計画書等の提出

受注者は、業務着手前に以下の書類を提出すること。

- (1)管理技術等通知書（指定様式）
- (2)委託業務実施計画書（指定様式）
- (3)業務従事者名簿（施設の防犯上必要なため）
- (4)その他、発注者が指定するもの

7 受注者（業務従事者）の資格

- (1)受注者は、関係諸法令に基づき保守点検業務に従事する者（業務従事者）を選任し、業務を遂行するものとする。
- (2)受注者は、業務従事者の中から管理技術者を選任し、業務に当たるものとする。管理技術者は、当該設備の保守点検に必要な資格（業務に軽微な修繕を含むことから電気工事士等）を有し、かつ対象設備の保守点検業務に関し経験を有する者とする。
- (3)業務従事者については、電気工事士、メーカーの技術講習を受講している者等、特に訓練された技術者を派遣し業務を実施するものとする。
- (4)本委託の対象機器には、施設の運転管理に支障を及ぼす機器が含まれており、緊急修繕を要する場合があるため、緊急対応は下記のいずれかの者が実施すること。
 - ①受注者自らが川越市競争入札参加資格者名簿の建設工事請負（業種：電気等、本委託の対象設備に関して発注者と修繕契約が締結できること）に登録のある場合は、受注者とする。
 - ②受注者自らが川越市競争入札参加資格者名簿の建設工事請負（業種：電気等）に登録のない場合は、発注者に協力事務所協議願（委託指定様式）を提出して発注者の承諾を得た者とする。なお、この場合の協力事務所とは、川越市競争入札参加資格者名簿の建設工事請負（業種：電気等、本委託の対象設備に関して発注者と修繕契約が締結できること）に登録のある者とする。

8 責任者の指定

受注者は、業務着手前に業務責任者を定めるものとし、指定した業務責任者については、発注者に報告しなければならない。

9 作業内容

受注者は、設備の機能を十分に発揮させることのできるよう保守点検を行

うこと。また、故障を未然に防止し、常に支障なく使用し得るようにすること。

(1)定期点検内容

- ・外観点検
- ・設備機器の動作試験
- ・使用状況の把握と安全使用の確認
- ・機器の清掃
- ・聴感、視感チェック
- ・テレビ共同受信設備については、各棟1箇所を受信レベルを測定すること。
- ・拡声設備については、熱回収施設からの全棟一斉放送を行い、リサイクル施設、環境プラザ、収集管理棟にて受信状況を確認すること。
- ・AV設備については、各機器の制御試験、連動試験のほか、外観点検、清掃等を実施すること。

なお、AV設備については、複数の機器を専用サーバーで制御する映像音声照明総合システム（東和エンジニアリング社製）である。

- ・その他必要と認める点検

(2)その他配線及び付属品の損傷等の軽微な修理、設定変更及び緊急時(発注者の指示による)の即時対応を行うものとする。

部品の故障など、その場での復旧が困難な場合は、発注者へ報告の上、復旧に必要な修繕の見積書を提出すること。

(3)管理図書類の確認を行い、竣工図書（工事図）からの変更、設定変更を行った場合には、修正した図書を作成し提出するものとする。（管理図書類の有無確認、現地と竣工図書（工事図）との確認、変更を行った場合の図書作成等）

(4)その他、発注者の指示する事項

10 実施基準

(1)受注者は、発注者の業務に支障のないように対象機器の試験及び点検等の業務を行うこと。

(2)受注者は、関係法令、製造メーカーにより定められた点検方法がある場合、内容を誠実に実行すること。

(3)本仕様書に記載されていない仕様細部については、建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房庁営繕部監修、最新版）、発注者の監督職員との協議によるものとする。

(4)受注者は、点検業務中において不具合が発見された場合には、清掃、補充、

調整等を行い、充分機能を発揮するように整備を行うこと。

(5)受注者は、突発的な事故処理等について、適切かつ迅速な対応を行う。

(6)点検日、作業時間等を発注者と協議し、作業予定表を作成提出し、発注者の承認を得た後着手すること。また、作業が数日にわたる場合には、1日の作業終了後確実に復旧し、使用に支障の無いようにすること。業務日程は、発注者の監督職員との協議による。

(7)保守点検終了後、その結果を報告書、試験成績表に記載し提出すること。また、業務完了時には、年間の点検業務について実施内容をまとめ提出すること。

尚、点検の結果、部品の劣化等により修理を要すると認められるときは、修理箇所、方法等を報告書に明記すること。

(8)故障等でやむを得ず応急の処置をする場合、速やかに正規の方法で処置し、次に掲げる消耗品は受注者の負担とする。コード、プラグ、ランプ、ヒューズ類、ジャンパー線、その他軽微な部品

11 労働災害の防止

受注者は、業務実施に当たって、労働安全衛生法等の諸法令を順守し、労働災害の防止に努めること。（作業計画、有資格者による業務の実施、安全保護具・防具の使用等）

12 報告書の提出

受注者は、各種作業の結果について、点検結果表を提出すること。また、機器の不具合及び故障発生時については、機器製造メーカー等から見解を聴取する等の方法により原因を究明し、的確な復旧及び修繕方法について記載した臨時点検結果表を提出すること。

13 諸官庁への届出

(1)受注者は、関係官庁に対する必要な一切の諸手続を定められた手続きにより期限厳守のうえ、発注者の承認を得て代行すること。

(2)関係官公庁等の検査には、必要に応じて責任者又は担当する技術員を立ち合わせるものとする。

14 業務場所の管理

(1)業務場所における安全衛生の管理

①業務場所の安全衛生の管理は、業務責任者が関係諸法令等に従い、これを行うこと。ただし、別に責任者が定められている場合は、これに協力

すること。

②業務場所においては整理、整頓、清掃を行い、危険の予防に留意するとともに、火災、盗難その他の事故等の防止に努めること。

(2)業務対象設備の保安等

業務対象設備の保安等は、適切に行うこと。

(3)業務に当たっての安全対策等

業務の履行に当たっては、下記の事項に注意し、安全対策に努めること。

①業務場所には、関係者以外の者が立ち入る事がないようにすること。

②運転中の機器等と業務対象機器等を誤認する恐れがあるときは、区画ロープ、標識等により明確に区分すること。

③機器等を点検するに当たっては、他の業務従事者が近付かないようにすること。

④その他事故等の防止に必要な措置を行うこと。

15 臨機の措置

業務の履行中において、災害又は公害若しくは重大な障害が発生したときは、直ちに発注者の監督職員に報告するとともに、速やかに、その拡大を防止する等の適切な措置を行うこと。

16 業務従事者の服装等

(1)業務従事者の服装等は見苦しくないものとし、業務履行中は名札を付け、その身分を明示すること。

(2)業務履行中は、関係諸法令に定められた保護用具を着用すること。

17 施設立入りの許可

受注者は、機器の維持補修のため、業務従事者を機器の設置場所に随時立ち入らせ、機器を点検して必要な作業を行うことができる。ただし、施設に立ち入るときは、発注者の許可を受けてから行うとともに、業務履行中は、常に許可証等を携帯すること。

18 修繕・改修等の意見具申

業務対象設備の機能を確保するために、修繕又は改修等の必要性を認めるときは、速やかに、意見を付して発注者の監督職員に申言すること。

19 その他の事項

- (1)受注者は、施設管理担当者が交付又は使用を許可した情報に限らず、本件請負業務を履行するにあたり知り得た情報について、本契約の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩等してはならない。
- (2)受注者は、業務を遂行するに当たり建物、設備、機器等に損傷を与えないよう十分に注意し、万一損傷の場合は発注者の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うものとする。
- (3)受注者は、点検試験に際し設備の老朽、軽微な破損及び腐食等による機能障害については、常に使用できる用に点検調整を行うこと。
- (4)受注者は、受託設備に故障等発生の場合は直ちに技術員を派遣し、正常な状態に復旧すること。
- (5)業務に使用する上水道、電気料金については発注者の負担（但し、無駄の無いように十分注意して使用すること。）とし、その他使用する試験器具、消耗雑材は一切、受注者の負担とする。
- (6)業務対象設備の設備台帳及び図面（設備の規格、点検個数等を記入）、電子データを点検結果表とともに提出すること。
- (7)受注者は、点検業務の実施に当たり、発注者の監督職員と十分な打ち合わせのうえ、その指示に従うこと。
- (8)受注者は、市の施設の敷地内では禁煙すること。また、「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、路上喫煙をしないように努めること。
- (9)受注者は、委託業務の遂行にあたり施設利用者等の利用を妨げないよう、また、不快を抱かせないよう言動等に十分注意するものとする。
- (10)この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (11)本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越市の承諾を得る必要がある。
- (12)この仕様書は、委託業務の大要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うこと。

保守管理対象機器 一覧

○熱回収施設

拡声設備						
機器名称	数量	単位	メーカー系 保守点検	メーカー	型式 (品番)	備考
放送架	1	式	※1			収容機器全て点検実施
非常業務兼用ラック型アンプ	1	台	※1	TOA(株)	FS971	
BGM用CDプレーヤ	1	台	※1	TOA(株)	CR-413	
プリアンプパネル	1	台	※1	TOA(株)	PP-025C	
同上 組込用ラジオチューナ	1	台	※1	TOA(株)	DT-230	
非常業務兼用操作パネル10局	1	台	※1	TOA(株)	EP-0510	
増設用操作パネル20局	1	台	※1	TOA(株)	EP-029-20	
非常業務兼用 ジャンクションパネル10局	1	台	※1	TOA(株)	JP-0410	
増設用 ジャンクションパネル20局	1	台	※1	TOA(株)	JP-039-20	
非常業務兼用ラック型アンプ	1	台	※1	TOA(株)	FA971	
パワーアンプパネル 360W	1	台	※1	TOA(株)	PA-3630	
直流電源パネル	1	台	※1	TOA(株)	AD-011	
非常電源パネル	1	台	※1	TOA(株)	DS-029	
ニッカド電池 24V 6000mAh	1	台	※1	TOA(株)	NDC-2460	
電源分配パネル	1	台	※1	TOA(株)	PD-022	
接続端子盤パネル	1	台	※1	TOA(株)	JB-031B	
メロディクスチャイム	1	台	※1	TOA(株)	ML-1000	
プログラムタイマ (4回路)	1	台	※1	TOA(株)	TT-104B	
業務用リモートマイク 20局	2	台	※1	TOA(株)	RM-1200	
端子盤、配線、接続部品等	1	式				注1

保守管理対象機器 一覧

天井埋込型スピーカー	2	台		TOA(株)	CM-2330+CP-237	注1
天井埋込型スピーカー (アッテネーター付)	55	台		TOA(株)	CM-2330T+CP-237	注1
壁掛型スピーカー (アッテネーター付)	22	台		TOA(株)	BS-32ZT	注1
ワイドホーン 5W・6W	138	台		TOA(株)		注1
アッテネーター	23	台		TOA(株)	AT-063	注1

注1 機器本体の定期点検について対象外とするが、不具合発生時の緊急対応は対象とする。

誘導支援設備【トイレ呼出し装置】						
機器名称	数量	単位	メーカー系 保守点検	メーカー	型式 (品番)	備考
誘導支援表示盤 (3窓用呼出表示器)	1	台	※1	アイホン(株)	CBN-3C	
壁付呼出押ボタン (確認灯付)	1	台	※1	アイホン(株)	NBR-7W	
廊下表示灯	1	台	※1	アイホン(株)	CBR-4	
壁付復帰用押しボタン	1	台	※1	アイホン(株)	NBR-2A-C	
配線、接続部品等	1	式	※1			

誘導支援設備【インターホン設備】						
機器名称	数量	単位	メーカー系 保守点検	メーカー	型式 (品番)	備考
親機	1	台	※1	アイホン(株)	IE-8MD	
副親機	2	台	※1	アイホン(株)	IE-8HD	
玄関子機 (電源アダプター含む)	3	台	※1	アイホン(株)	IE-SA+PS-6A	

保守管理対象機器 一覧

テレビ共同受信設備						
機器名称	数量	単位	メーカー系 保守点検	メーカー	型式 (品番)	備考
VHF オール12ch素子アンテナ	1	本	※1	DX アンテナ(株)	YAL12-AS	
UHF オール20ch素子アンテナ	1	本	※1	DX アンテナ(株)	YAL25-UAS	
FMアンテナ5素子	1	本	※1	DX アンテナ(株)	YAL5-FMS	
AMアンテナ (ホイップ)	1	本	※1	DX アンテナ(株)	YALH-R	
BS・110度CS共用アンテナ	1	本	※1	DX アンテナ(株)	DBCA-602	
アンテナマスト・ベース	1	式	※1	DX アンテナ(株)		
U・V/FM混合分波器	1	台	※1	DX アンテナ(株)	CVUM-77R	MC-UV-7
FM、UV混合分波器	1	台	※1	DX アンテナ(株)	CFAM-1R	
CS/BS-IF・UHF・VHF増幅器	2	台	※1	DX アンテナ(株)	KCM-501	CS/BS/UV-1
4分配器	2	個	※1	DX アンテナ(株)	CSD4W1	
CS/BS-IF・UHF・VHF 直列ユニット (中間用) 2端子型	5	個	※1	DX アンテナ(株)	CS-77F-7	
同上 (端末用) 2端子型	3	個	※1	DX アンテナ(株)	CS-77F-R	
L型プラグ	16	個	※1	DX アンテナ(株)	HP-7A	
端子盤、配線、接続部品等	1	式	※1			

電波時計設備						
機器名称	数量	単位	メーカー系 保守点検	メーカー	型式 (品番)	備考
長波受信器	1	台	※1	セイコータイムシステム(株)	SLR-201	
中継器	3	台	※1	セイコータイムシステム(株)	SW-301	

保守管理対象機器 一覧

○リサイクル施設

拡声設備						
機器名称	数量	単位	メーカー系 保守点検	メーカー	型式 (品番)	備考
放送架	1	式	※1			収容機器全て点検実施
非常業務兼用ラック型アンプ	1	台	※1	TOA(株)	FS971	
プリアンプパネル	1	台	※1	TOA(株)	PP-025C	
プリアンプパネル組込用ラジオチューナ	1	台	※1	TOA(株)	DT-230	
非常業務兼用操作パネル10局	1	台	※1	TOA(株)	EP-0510	
増設用操作パネル20局	1	台	※1	TOA(株)	EP-029-20	
増設用操作パネル10局	1	台	※1	TOA(株)	EP-029-10	
信号切換制御器 1回路用	1	台	※1	TOA(株)	Q-AI001A	
直流電源パネル	1	台	※1	TOA(株)	AD-011	
非常電源パネル	1	台	※1	TOA(株)	DS-029	
非常業務兼用 ジャンクションパネル10局	1	台	※1	TOA(株)	JP-0410	
増設用 ジャンクションパネル20局	1	台	※1	TOA(株)	JP-039-20	
増設用 ジャンクションパネル10局	1	台	※1	TOA(株)	JP-039-10	
非常業務兼用ラック型アンプ	1	台	※1	TOA(株)	FA971	
パワーアンプパネル 240W	2	台	※1	TOA(株)	PA-2430	
非常電源パネル	1	台	※1	TOA(株)	DS-029	
ニッカド電池 24V 3500mAh	2	台	※1	TOA(株)	NDC-2435	

保守管理対象機器 一覧

電源分配パネル	1	台	※1	TOA(株)	PD-022	
接続端子盤パネル	1	台	※1	TOA(株)	JB-031B	
業務用リモートマイク 20局	1	台	※1	TOA(株)	RM-1200	
メロディクスチャイム	1	台	※1	TOA(株)	ML-1000	
プログラムタイマ (4回路)	1	台	※1	TOA(株)	TT-104B	
端子盤、配線、接続部品等	1	式				注1
天井埋込型スピーカー	30	台		TOA(株)	CM-2330+CP-237	注1
天井埋込型スピーカー (アッテネーター付)	45	台		TOA(株)	CM-2330T+CP-237	注1
壁掛型スピーカー (アッテネーター付)	53	台		TOA(株)	BS-32ZT	注1
ワイドホーン 5W・6W	32	台		TOA(株)		注1
アッテネーター	27	台		TOA(株)	AT-063	注1

注1 機器本体の定期点検について対象外とするが、不具合発生時の緊急対応は対象とする。

誘導支援設備【トイレ呼出し装置】						
機器名称	数量	単位	メーカー系 保守点検	メーカー	型式 (品番)	備考
誘導支援表示盤	1	台	※1	アイホン(株)	CBN-3C	3窓用呼出表示器
壁付呼出押ボタン (確認灯付)	1	台	※1	アイホン(株)	NBR-7W	
廊下表示灯	1	台	※1	アイホン(株)	NBR-4A-C	
壁付復帰用押しボタン	1	台	※1	アイホン(株)	NBR-2A-C	
端子盤、配線、接続部品等	1	式	※1			

保守管理対象機器 一覧

テレビ共同受信設備						
機器名称	数量	単位	メーカー系 保守点検	メーカー	型式 (品番)	備考
UHF オール20ch素子アンテナ	2	本	※1	DX アンテナ(株)	YAL25-UAS	
FMアンテナ5素子	1	本	※1	DX アンテナ(株)	YAL5-FMS	
AMアンテナ (ホイップ)	1	本	※1	DX アンテナ(株)	YALH-R	
アンテナマスト・側面金具	1	式	※1	DX アンテナ(株)		
UHF・VHF混合器	1	台	※1	DX アンテナ(株)	MU2001YD	
FM、UV混合分波器	1	台	※1	DX アンテナ(株)	CFAM-1R	
CS/BS-IF・UHF・VHF増幅器	2	台	※1	DX アンテナ(株)	CSBSUV2W1	CS/BS/UV-1
1分岐器	3	個	※1	DX アンテナ(株)	CS-C1W	
2分配器	4	個	※1	DX アンテナ(株)	CS-D2W	
CS/BS-IF・UHF・VHF 直列ユニット (中間用) 2端子型	1	個	※1	DX アンテナ(株)	CS-77F-7	
CS/BS-IF・UHF・VHF 直列ユニット (端末用) 2端子型	5	個	※1	DX アンテナ(株)	CS-77F-R	
L型プラグ	12	個	※1	DX アンテナ(株)	HP-7A	
端子盤、配線、接続部品等	1	式	※1			

電波時計設備						
機器名称	数量	単位	メーカー系 保守点検	メーカー	型式 (品番)	備考
長波受信器	1	台	※1	セイコータイムシステム(株)	SLR-201	
中継器	7	台	※1	セイコータイムシステム(株)	SW-301	

保守管理対象機器 一覧

○環境プラザ

拡声設備						
機器名称	数量	単位	メーカー系 保守点検	メーカー	型式 (品番)	備考
放送架	1	式	※1			収容機器全て点検実施
非常業務兼用アンプ	1	台	※1	TOA(株)	FS911-610	
メロディクスチャイム	1	台	※1	TOA(株)	ML-301B	
プログラムタイマ (4回路)	1	台	※1	TOA(株)	TT-104B	
ニッカド電池	1	台	※1	TOA(株)	NDC-2418	
信号切換制御装置	1	台	※1	TOA(株)	JP-0330	
パワーディストリビューター	1	台	※1	TOA(株)	PD-1130	
接続端子盤	1	台	※1	TOA(株)	JB-031B	
業務用リモートマイク	1	台	※1	TOA(株)	RM-1200	
天井埋込型スピーカー	16	台		TOA(株)	CM-2330+CP-237	注1
天井埋込型スピーカー (アッテネーター付)	37	台		TOA(株)	CM-2330T+CP-237	注1
壁掛型スピーカー (アッテネーター付)	3	台		TOA(株)	BS-32ZT	注1
アッテネーター	15	台		TOA(株)	AT-063	注1
端子盤、配線、接続部品等	1	式				注1

注1 機器本体の定期点検について対象外とするが、不具合発生時の緊急対応は対象とする。

誘導支援設備【トイレ呼出し装置】						
機器名称	数量	単位	メーカー系 保守点検	メーカー	型式 (品番)	備考
誘導支援表示盤 (10窓用呼出表示器)	1	台	※1	アイホン(株)	CBN-10C	
壁付呼出押ボタン (確認灯付)	5	台	※1	アイホン(株)	NBR-7W	

保守管理対象機器 一覧

廊下表示灯	5	台	※1	アイホン(株)	CBR-4	
壁付復帰用押しボタン	5	台	※1	アイホン(株)	CBR-2A-C	
端子盤、配線、接続部品等	1	式	※1			

テレビ共同受信設備						
機器名称	数量	単位	メーカー系 保守点検	メーカー	型式 (品番)	備考
UHF オール20ch素子アンテナ	1	本	※1	八木アンテナ(株)	UW26VR2(a)	
側面型マスト	1	式	※1	八木アンテナ(株)		
UHF 45dB増幅器	4	台	※1	八木アンテナ(株)	UP45	屋内用
1分岐器	2	個	※1	八木アンテナ(株)	CS-C1W(B)	BL 屋内用 2600MHz 対応
2分岐器	1	個	※1	八木アンテナ(株)	CS-C2W(B)	BL 屋内用 2600MHz 対応
L型プラグ	22	個	※1	八木アンテナ(株)	LP-7C	
端子盤、配線、接続部品等	1	式	※1			

AV設備						
機器名称	数量	単位	メーカー系 保守点検	メーカー	型式 (品番)	備考
AVコントロール卓	1	式	※1			
外部入力パネル	1	式	※1	東和エンジニアリング	特注品	
MD・CDデッキ	1	台	※1	TASCAM	MD-CD1MK2	
BR/VHSデッキ	1	台	※1	パナソニック	DMR-BR670V	
タッチパネルモニター	1	台	※1	CRESTRON	TPMC-8L	
スレーブ制御ユニット	1	台	※1	CRESTRON	MC2E	
プレビューモニター	1	台	※1	SHARP	LL-W191-B	

保守管理対象機器 一覧

アナログRGB分配器	1	台	※1	IMAGENICS	CIF-12G	
電源制御ユニット	1	台	※1	東和エンジニアリング	JPS-4020	
QUANTUMU コントロールPC	1	台	※1			
スイッチング HUB	2	台	※1	BUFFALO	LSW3-GT5-EP/WH	
AV機器収納架	1	式	※1			
ワイヤレスチューナー	1	台	※1	TOA	WT-1822	
上記増設ユニット	1	台	※1	TOA	WTU-1830	
デジタルミキサー	1	台	※1	TOA	D-901	
上記増設カード (入力)	6	台	※1	TOA	D-922E	
上記増設カード (出力)	2	台	※1	TOA	D-971E	
パワーアンプ (フラットスピーカー用)	1	台	※1	TOA	DA-150F	
パワーアンプ (天井スピーカー用)	1	台	※1	TOA	TA-2120	
マスター制御ユニット	1	台	※1	CRESTRON	CP2E	
VN-QUANTUM	1	台	※1	Extron Electronics	ES3301	
上記ビデオ入力ボード	1	台	※1		ES3311	
上記RGB入力ボード	2	台	※1		ES3312	
上記DVI出力ボード	1	台	※1		ES3310	
上記操作モニタ・キーボード	1	台	※1			
RGB分配器	1	台	※1	IMAGENICS	WBD-16F	
電源制御ユニット	1	台	※1	東和エンジニアリング	JPS-4020	
照明制御 I / F	1	台	※1	東和エンジニアリング	特注品	
RGBフレームシンクロナイザ	1	台	※1	IMAGENICS	RS-1500	
フラットラインスピーカー	2	台	※1	東和エンジニアリング	LS-8	
天井スピーカー	9	台	※1	ヒビノ	CONTROL24CT Micro	
46インチ液晶ディスプレイ	9	台	※1	NEC	LCD-X461UN	

保守管理対象機器 一覧

52インチ液晶ディスプレイ	4	台	※1	NEC	LCD5220	
上記スタンド	4	台	※1	NEC	ST-CS10-HB	
卓上マイク	1	台	※1	TOA	DM-1300	
ワイヤレスアンテナ	2	台	※1	TOA	YW-540	
ワイヤレスマイク (ハンド)	1	台	※1	TOA	WM-1220	
ワイヤレスマイク (タイピン)	1	台	※1	TOA	WM-1320	
ワイヤレス充電器	1	台	※1	TOA	BC-1000	
上記専用充電電池	2	組	※1	TOA	WB-1000	

○ストックヤード

拡声設備						
機器名称	数量	単位	メーカー系 保守点検	メーカー	型式 (品番)	備考
接続端子盤	1	式		泰和電気工業(株)		注1
天井埋込型スピーカー	3	台		TOA(株)		注1
ホーン型スピーカー	2	台		TOA(株)		注1

注1 機器本体の定期点検について対象外とするが、不具合発生時の緊急対応は対象とする。

「保守点検業務対象設備一覧」は、設備の概略、概数を示すものであり、本一覧にない場合でも現地を確認し関連法規に従い保守管理を行うこと。

※1

定期点検（メーカー系保守点検）の実施頻度は以下のとおりとする。

令和7年度1回、令和8年度なしとする。

川越市資源化センター全体配置図

